初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月31日

岩手県人事委員会

委員長　渡　辺　正　和

岩手県人事委員会規則第８号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前

附則別表（附則第２項関係）

職員の区分 期間の区分	２項職員	３項職員
	［略］	円
１年未満		35,000
１年以上２年未満		32,900
２年以上３年未満		30,800
３年以上４年未満		28,700
４年以上５年未満		26,600
５年以上６年未満		24,500
６年以上７年未満		22,400
７年以上８年未満		20,300
８年以上９年未満		18,200
９年以上10年未満		16,100
10年以上11年未満		14,000
11年以上12年未満		11,900
12年以上13年未満		9,800
13年以上14年未満		7,700
14年以上15年未満		5,600
［略］		
［略］		

別表（第６条関係）

職員の区分 期間の区分	１項職員					２項職員	３項職員
	１種	２種	３種	４種	５種		
	［略］						円
１年未満							50,000
１年以上２年未満							47,000
２年以上３年未満							44,000
３年以上４年未満							41,000
４年以上５年未満							38,000
５年以上６年未満							35,000

改正後

附則別表（附則第２項関係）

職員の区分 期間の区分	２項職員	３項職員
	［略］	円
１年未満		42,000
１年以上２年未満		39,900
２年以上３年未満		37,800
３年以上４年未満		35,700
４年以上５年未満		33,600
５年以上６年未満		31,500
６年以上７年未満		29,400
７年以上８年未満		27,300
８年以上９年未満		25,200
９年以上10年未満		22,400
10年以上11年未満		19,600
11年以上12年未満		16,800
12年以上13年未満		14,000
13年以上14年未満		11,200
14年以上15年未満		8,400
［略］		
［略］		

別表（第６条関係）

職員の区分 期間の区分	１項職員					２項職員	３項職員
	１種	２種	３種	４種	５種		
	［略］						円
１年未満							60,000
１年以上２年未満							57,000
２年以上３年未満							54,000
３年以上４年未満							51,000
４年以上５年未満							48,000
５年以上６年未満							45,000

６年以上７年未満		32,000	６年以上７年未満		42,000
７年以上８年未満		29,000	７年以上８年未満		39,000
８年以上９年未満		26,000	８年以上９年未満		36,000
９年以上10年未満		23,000	９年以上10年未満		32,000
10年以上11年未満		20,000	10年以上11年未満		28,000
11年以上12年未満		17,000	11年以上12年未満		24,000
12年以上13年未満		14,000	12年以上13年未満		20,000
13年以上14年未満		11,000	13年以上14年未満		16,000
14年以上15年未満		8,000	14年以上15年未満		12,000
［略］			［略］		
［略］			［略］		

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。